

議案第92号

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について  
さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成27年2月10日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市介護保険条例の一部を改正する条例

さいたま市介護保険条例（平成13年さいたま市条例第186号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料率等)	(保険料率等)
第3条 <u>平成27年度から平成29年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。	第3条 <u>平成24年度から平成26年度までの各年度</u> における保険料率は、次の各号に掲げる法第9条第1号に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>31, 578円</u>	(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>29, 280円</u>
(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>37, 893円</u>	(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>29, 280円</u>
(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>41, 051円</u>	(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>38, 064円</u>
(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>53, 682円</u>	(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>58, 559円</u>
(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>63, 155円</u>	(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>64, 415円</u>
(6) 次のいずれかに該当する者 <u>69, 471円</u> ア [略]	(5) 次のいずれかに該当する者 <u>64, 415円</u> ア [略]
イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状	イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状

態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 82, 102円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 94, 733円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第10号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 107, 364円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第11号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 123, 153円  
ア・イ [略]

(11) 次のいずれかに該当する者 138, 941円  
ア・イ [略]

(12) 前各号のいずれかに該当しない者 154, 730円

2 [略]

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくは三、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、

態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。）

(6) 次のいずれかに該当する者 76, 127円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。）

(7) 次のいずれかに該当する者 90, 767円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。）

(8) 次のいずれかに該当する者 99, 551円  
ア [略]

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）又は次号イ若しくは第10号イに該当する者を除く。）

(9) 次のいずれかに該当する者 114, 191円  
ア・イ [略]

(10) 次のいずれかに該当する者 122, 974円  
ア・イ [略]

(11) 前各号のいずれかに該当しない者 131, 758円

2 [略]

（賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合）

第5条 [略]

2 [略]

3 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及び同号イ(1)に係る者を除く。）、ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、

第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ又は第9号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

第5号ロ、第6号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割りにより算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額及び当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第6号までのいずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市介護保険条例第3条第1項の規定は、平成27年度以後の年度分の保険料について適用し、平成26年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例の一部改正)

- 3 さいたま市重度要介護高齢者手当支給条例（平成13年さいたま市条例第157号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(支給要件)</p> <p>第2条 手当の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>さいたま市介護保険条例</u>（平成13年さいたま市条例第186号。以下「介護保険条例」という。）第3条第1項第1号から<u>第5号</u>までに該当する者であること。</p>	<p>(支給要件)</p> <p>第2条 手当の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、市内に居住し、かつ、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により市の住民基本台帳に記録されている65歳以上の者で、次に掲げる要件を備えているものとする。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>(3) <u>さいたま市介護保険条例</u>（平成13年さいたま市条例第186号。以下「介護保険条例」という。）第3条第1項第1号から<u>第4号</u>までに該当する者であること。</p>

(4)・(5) [略]

(4)・(5) [略]